

2020年9月15日  
No.2020-021

## 米民主党・バイデン大統領候補が示した 金融関連の政策

### ― 選挙結果次第で変化する金融システム、金融ビジネスへの影響 ―

調査部 金融リサーチセンター 副主任研究員 谷口 栄治

#### 《要 点》

- ◆ 11月の米大統領選に向けて策定された民主党の政策綱領等をみれば、金融関連では、①金融規制改革、②金融政策への影響、③環境・気候変動への対応、の3点が注目される。
- ◆ 金融規制改革については、リテール金融機関からの投資銀行業務の分離、ボルカー・ルールを含めたドッド・フランク法の強化・執行等の規制強化が掲げられている。詳細は不明ながら、規制強化の度合い次第では、大手米銀のビジネスモデルのみならず、金融システムにも影響が及ぶ可能性がある。
- ◆ 金融政策について、バイデン氏は中央銀行の独立性を重視するとみられ、FRBは金融政策の正常化を進めやすくなる可能性がある。また、政策綱領では、FRBのマンデート（使命）に「人種の平等（racial equity）」を追加すべきと明記されている。金融政策以外にも、金融包摂の観点から、FRBを通じた銀行口座やリアルタイム決済システムの提供等を奨励している。個人が直接中央銀行の口座を保有する制度は、中銀デジタル通貨（CBDC）の議論に繋がる可能性がある。
- ◆ 環境問題・気候変動については、気候変動リスクの開示等を要請している。国際的にも気候変動や環境問題と金融システムの安定性を結び付けて議論する機運が高まっており、米国の政策動向に注目が集まる。
- ◆ これらの政策を実現するためには、バイデン候補の勝利に加え、民主党が議会選挙で勝利する必要がある。現状、金融規制強化の機運は高まっていないほか、FRBのマンデート変更や気候変動リスクの監督等は導入に時間を要するとの見方もある。こうしたなか、米国金融業界は、①大統領選動向を受けた民主党内のリベラル派の影響力拡大、②議会選挙の動向、③ウォール街批判の急先鋒のエリザベス・ウォーレン上院議員の去就を懸念している。
- ◆ 米国の政策動向は、わが国における金融規制やCBDCの議論等に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、米国の気候変動に係る政策転換は、国際的なESG/SDGsの推進力となる。わが国としては、国際的な機運に先んじて、積極的に議論に関与するとともに、官民が連携して推進していく必要がある。

**本件に関するご照会は、  
調査部 金融リサーチセンター 副主任研究員・谷口栄治宛に  
お願いいたします。**

**Tel : 080-4377-3420  
Mail : taniguchi.eiji@jri.co.jp**

**日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。**

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください

## 1. はじめに

本年8月17～20日にウィスコンシン州ミルウォーキーで開催された米民主党の党大会において、ジョー・バイデン前副大統領とカマラ・ハリス上院議員が同党の正副大統領候補としてそれぞれ選出されるとともに、政策綱領（2020 Democratic Party Platform）が採択された。11月3日に実施される大統領選挙においてバイデン氏が勝利すれば、この政策綱領をベースに政権運営が行われる。これまでの世論調査で民主党陣営が優勢を保っており、バイデン陣営の政策綱領等に関する関心も高い。そこで本稿では、民主党の政策綱領等で示された金融関連の政策を整理するとともに、それによる金融システムや金融ビジネスへの影響等を考察する。

## 2. バイデン陣営の政策の基本スタンス

### （1）政策綱領策定までのプロセス

今回の民主党の政策綱領のベースとなっているのが、本年7月6日に公表された「BIDEN-SANDERS UNITY TASK FORCE RECOMMENDATIONS」という政策提言集である。これは、バイデン陣営が、同党における有力な大統領候補のひとりであったバーニー・サンダース上院議員の陣営と協働して作成したものである。同タスクフォースにおいて、①環境・気候変動、②刑事司法改革、③経済、④教育、⑤ヘルスケア・社会保障、⑥移民、の6つの主要政策分野に焦点を当てて施策を検討・公表し、その後、党の委員会が引き継ぐ形で、大統領選に向けた民主党の政策綱領を仕上げていった。

上記のタスクフォースは、サンダース氏が民主党の候補者争いから撤退した後、党内融和を進める観点から創設された。2016年の大統領選挙の際、民主党では、サンダース氏とヒラリー・クリントン元国務長官が激しく対立し、結果的にはヒラリー氏が勝利したものの、サンダース氏を支持する急進左派の一部が、本番の大統領選でヒラリー氏ではなく、トランプ氏に投票する事態となった。こうした反省から、今回は、政策綱領の策定過程に党内の左派勢力も巻き込み、挙党体制を構築することが急務とされた。

### （2）民主党政綱「2020 Democratic Party Platform」の概要

民主党の政策綱領の全体像をみると、前文で、トランプ政権について、新型コロナウイルスへの対応の拙さ、これまでの経済政策がもたらした格差の拡大、米国第一主義（American First）の対外政策による国際的な孤立等について批判したうえで、本文において、①コロナ対策、②経済再生、③ヘルスケア・社会保障、④刑事司法改革、⑤人種差別・人権（マイノリティ対策）、⑥環境・気候変動、⑦選挙制度・政治システム、⑧移民、⑨教育、⑩外交、の順で主要政策を列挙している。

具体的に、内政面では経済政策や社会保障政策に格差是正や人種差別・マイノリティ対策といったリベラル色を色濃く反映させているほか、気候変動への対応、環境・グリーンを重視する姿勢を強調している。また外交面でも、通商問題や香港問題等では中国に対して厳しいスタンスをとっているものの、パリ協定や世界保健機関（WHO）への復帰など、国際協調的な方針を示しており、トランプ政権との違いを鮮明にしている。また環境関連政策などは、前述のサンダース陣営との共同タスクフォースの提言が色濃く反映されており、従来よりもリベラル派の存在感が大きくなっている（図表1）。

(図表1) 民主党政綱 (2020 Democratic Party Platform) の要旨

主要政策
① コロナ対策 (Protecting Americans and Recovering From the Covid-19 Pandemic) ✓ 新型コロナに関する検査・治療・ワクチン接種の無料提供
② 経済再生 (Building A Stronger, Fairer Economy) ✓ 労働者保護・雇用創出 ~ 最低賃金引上げ、環境重視の公共事業、Buy American, Buy Clean ✓ 労働者のための公正な国際貿易体制の構築 ✓ 格差是正 ~ 税制改革 (富裕層・大企業増税)、 <b>金融規制改革</b> 、 <b>金融包摂</b>
③ ヘルスケア・社会保障 (Achieving Universal, Affordable, Quality Health Care) ✓ 公的オプションの提供によるユニバーサル・ヘルスケア実現 ✓ 薬価引下げ、医療費負担軽減、医療アクセスの確保 等
④ 刑事司法改革 (Protecting Communities By Reforming Our Criminal Justice System) ✓ 警察の実力行使の規制
⑤ 人種差別・人権 (マイノリティ対策) (Healing the Soul of America) ✓ 格差是正 ~ <b>金融政策からの貢献 (FRB の政策目標への追加)</b> ✓ LGBTQ+の権利保障 ✓ 銃規制強化
⑥ 環境・気候変動 (Combating The Climate Crisis And Pursuing Environmental Justice) ✓ パリ協定への復帰 ✓ 2035 年までの電力セクターでのネット温室効果ガス排出ゼロ 2050 年までのネット温暖化ガス排出ゼロ
⑦ 選挙制度・政治システム (Restoring and Strengthening Our Democracy) ✓ 選挙権の保護、郵便サービス強化
⑧ 移民 (Creating 21st Century Immigration System) ✓ トランプ政権によるイスラム圏からの入国制限措置の即時撤廃
⑨ 教育 (Providing World-Class Education In Every Zip Code) ✓ 低所得層向けの教育機会提供 ~ 大学授業料無償化
⑩ 外交 (Renewing American Leadership) ✓ 国際協調・リーダーシップの発揮 ~ 世界保健機関 (WHO) 等への復帰 ✓ 経済・安保・人権侵害、香港問題等における中国への対抗 ✓ イラン核合意の復活

(資料) 民主党政綱「2020 Democratic Party Platform」、報道等より作成

### 3. バイデン政権で想定される金融関連の政策変化

今回の政策綱領では、金融関連の政策についてもリベラル色の強い政策スタンスが示された。ここからは、①金融規制改革、②金融政策への影響、③環境・気候変動への対応、の3つの視点から、バイデン政権の実現時に想定される金融関連の政策を検証したい。

## (1) 金融規制改革

金融規制改革については、政策綱領の「経済再生 (Building A Stronger, Fairer Economy)」のなかで、「ウォールストリートの暴走に歯止めをかける (Curbing Wall Street Abuses)」として採り上げられている。ここでは、「前回の金融危機の爪痕は経済や社会に今も残っている」として、米国経済・社会の過剰な金融化の流れを転換する (reverse the over-financialization of the American economy) とともに、大手銀行の投機的な動きを抑え込む (curb Wall Street speculation) と述べられている。具体的には、①リテール金融機関からの投資銀行業務の分離 (現代版グラス・スティーガル法)、②大手金融機関の税負担の公平性確保、③ボルカー・ルールを含めたドッド・フランク法の強化・執行、④破綻時における金融機関経営者個人に対する刑事罰の導入、等が挙げられている。

米国ではオバマ政権のもと、金融危機の反省から、2010年7月のドッド・フランク法成立など、包括的に金融規制強化が進められてきた。一方、その後のトランプ政権では、規制緩和への揺り戻しが起きている (図表2)。

(図表2) 金融危機後の米国の金融規制改革の流れ

### オバマ政権 (2009~2017) における政策

金融危機を受けた規制強化

2010年7月、ドッド・フランク法成立

- 規制・監督強化のための体制整備  
→ 金融安定監督評議会 (FSOC) 新設等
- リスクの高い業務に対する規制強化  
→ ボルカー・ルール (自己勘定取引の禁止、ヘッジファンド・プライベートエクイティファンドへの投資等の禁止)
- 大手行に対する監督強化・破綻処理制度の整備  
 (“too big to fail” 問題への対応)  
→ 破綻処理計画の提出、ストレステストの実施
- 投資家・消費者保護  
→ FRB 内に金融消費者保護局 (CFPB) 設置
- デリバティブ規制 等

### トランプ政権 (2017~) における政策

規制緩和への揺り戻し

2017年2月、金融規制改革に関する大統領令 (7つの基本原則)

2017年6月、金融規制改革に関する米財務省レポート

2018年5月、ドッド・フランク法改正

- 厳格な健全性基準の適用対象基準引上げ  
(連結総資産 500 億ドル→2,500 億ドル)
- 小規模金融機関に対する規制緩和  
(健全性規制、ボルカー・ルール等) 等

(資料) 日本総研作成

2010年7月に包括的な金融規制改革法として成立したドッド・フランク法では、①金融機関に対する規制・監督を強化するための体制整備、②リスクの高い業務に対する規制強化（ボルカー・ルール）、③大手行に対する監督強化・破綻処理制度の整備（“too big to fail”問題への対応）、④投資家・消費者保護、等が進められた。規制緩和によって金融ビジネスの活性化を図ろうとする従来の政策スタンスから、経済に大打撃を与えたウォールストリートを厳しく規制しようとするスタンスへ大きく転換することとなった。

一方、トランプ政権では経済活性化の観点から金融規制を一部緩和する動きがみられた。2017年2月に金融規制改革の7つの基本原則<sup>1</sup>を示した大統領令に署名したほか、それに基づき6月には、米財務省が金融規制の見直し策をまとめたレポート（“A Financial System That Creates Economic Opportunities : Banks and Credit Unions”）を公表した。それを踏まえ、2018年5月には、ドッド・フランク法を改正し、厳格な健全性規制の対象となる金融機関の資産規模を500億ドルから2,500億ドルに引き上げるなど、中小銀行の負担軽減を図った。

バイデン氏自身は、オバマ政権の副大統領として、ドッド・フランク法に代表される大手行をメインターゲットとした金融規制強化を推進してきており、自身が大統領に就任した場合も、こうした路線を継承していくと想定される。そのため、トランプ政権における規制緩和の恩恵を受けた中小・小規模の金融機関に対する規制を再度強化するよりも、大手行に焦点をあてた施策として、リテール銀行ビジネスと投資銀行ビジネスの分離、いわゆるリングフェンス規制を重視する可能性がある。

リングフェンス規制は、2019年から英国で導入されている（2013年12月法案成立）が、米国内ではリベラル派がかねて主張してきた政策でもある。政策綱領では、世界恐慌後に商業銀行業務と投資銀行業務の分離を目的として導入されたグラス・スティーガル法の改定・現代版（an updated and modernized version of Glass-Steagall）を目指すとされている。銀行・証券・信託の各業務を同一エンティティで手掛けることが出来るユニバーサルバンクを採用している英国と異なり、米国では金融グループ内で銀行や証券などのエンティティが分離されている。現代版グラス・スティーガル法が、商業銀行と投資銀行の完全分離（同一グループ内で銀行と証券の兼営を認めない）を志向するのも含め、具体的にどのような政策が進められるかは現時点では不明である。コロナ禍における米銀主要行決算をみれば、JPMorgan Chase など、商業銀行ビジネスと投資銀行ビジネスの双方で確りとしたビジネス基盤を持つ金融機関の業績が底堅く推移しており、ビジネスポートフォリオの多様化が金融システムの安定化に繋がるとの評価も存在する。同分野の規制強化は、国際的にも競争力の高い大手米銀のビジネスモデルを大きく変化させるだけでなく、金融システムに大きな影響を及ぼすと見込まれるため、今後の動向を注視していく必要がある。

<sup>1</sup> ①国民が、(a) 金融に関する独立した意思決定や情報を十分に与えられた選択、(b) 老後に向けた貯蓄、(c) 個人の富の蓄積をできるようにする。②納税者の資金を用いた救済 (bailout) を回避する。③システミックリスク、モラルハザードや情報の非対称性といった市場の失敗に対処する規制の影響分析を厳格に実施し、経済成長や金融市場の活性化を促進する。④国内外の市場において、外国企業に対する競争力を米国企業に保持させる。⑤国際金融規制の交渉・協議において、米国の利益を高める。⑥規制を、効率的かつ効果的とし、適切に（目的等に）適合させる。⑦連邦金融規制当局の公的な説明責任を復活させ、連邦金融規制の枠組みを合理化する。



## (2) 金融政策への影響

### ① 金融政策・政策目標

米連邦準備制度理事会 (FRB) の政策決定にも影響が生じる可能性がある。バイデン陣営の政策綱領には、政策金利の水準やFRBのバランスシートの規模など、金融政策運営に関する直接的な言及はなく、オバマ政権当時の政策スタンスを踏まえれば、中央銀行の独立性を重視する姿勢を示すと見込まれる。FRBは緩やかな景気回復を受けて、2015年12月から徐々に利上げを進めてきた(図表3)が、それに対しトランプ氏はマイナス金利の導入も含め、繰り返し利下げを求めるなど、金融政策に積極的に介入してきた。

FRBは、本年8月に金融政策の目標として、「当面の間は2%を上回るインフレ率を目指す」と明記し、ゼロ金利政策を当面継続する方針を示しているものの、次の4年間の任期中に利上げを要する局面が到来することも十分考えられる。そうした際、バイデン政権の方が、FRBにとっては金融政策の正常化を進めやすくなるとみられる。

一方、政策綱領ではFRBのマネート(使命)に、「人種の平等(racial equity)」を追加すべきと述べられている。FRBのマネートは「雇用極大化と物価の安定」という2つ(デュアルマネート)である。米国では黒人をはじめ有色人種の失業率が全体の失業率を上回っており、マネートの1つである雇用極大化を果たしていくことが、人種差別や格差是正に繋がると捉えているのだろう。具体的にはFRBに対し、マクロ経済全般に関するモニタリング、報告に加え、人種間の雇用格差や賃金格差を調査し、それに対して中央銀行がどのように対応しているかを報告するよう求めている。

もっとも、こうした格差問題に中央銀行が責任を負うべきかについては議論が分かれる。実際、FRBのパウエル議長は、格差是正にはFRBによる金融政策運営だけでなく、議会や社会全体の取組みが求められるとのスタンスを示している。仮に格差是正や人種問題が、FRBのマネートに付け加えられることになれば、金融政策の予見可能性を現状よりも低下させるリスクがあり、注意が必要である。

(図表3) FRBの政策金利、バランスシート

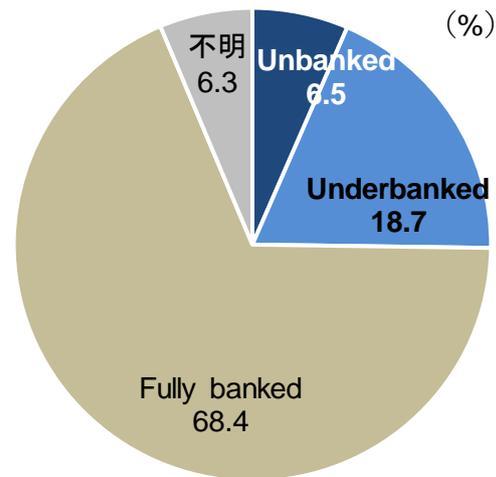


(資料) FRB

## ② Unbanked 層に対する金融サービス

FRB については、金融政策以外にも、いわゆるフィナンシャル・インクルージョン（Financial Inclusion、金融包摂）に関する言及もある。米連邦預金保険公社（FDIC）の調査によれば、米国の世帯のうち約4分の1が銀行口座を保有していない（“unbanked”）、もしくは十分に利用できない（“underbanked”）層となっている（図表4）。政策綱領では、FRB を通じた銀行口座やリアルタイム決済システムの提供や、郵便銀行（Postal Banking）のようなアクセスしやすいサービス拠点を整備するなど、低所得者層が利用できる安価で透明性が高く、信頼できる金融サービスを提供していくための取り組みを奨励するとしている。こちらも詳細は不明ながら、個人が直接中央銀行の口座を保有する制度は、FRB が検討を進めている中央銀行のデジタル通貨（CBDC：Central Bank Digital Currency）の議論に繋がる可能性がある。

（図表4）米国の世帯毎の銀行口座保有状況



（資料）「2017 FDIC National Survey of Unbanked and Underbanked Households」

## （3）環境・気候変動への対応

環境問題・気候変動に対する政策を積極的に打ち出していることも特徴である。政策綱領では、①パリ協定への即時復帰、②2050年までのネット温室効果ガス排出量ゼロの実現、③2035年までの電力セクターでのネット温室効果ガス排出量ゼロの実現、④気候変動対策に係る研究開発の促進およびクリーンなインフラへの投資、等の施策が列挙された。インフラ投資については、自身の任期中に2兆ドルを投資し、電気自動車の普及促進（充電ステーション50万カ所設置）、エネルギー効率に優れたインフラの建設促進等を掲げるとともに、こうした取り組みを通じて米国の雇用創出に繋げる方針を示している。また、気候変動が経済や金融システムに深刻なリスクをもたらすとして、上場企業に対して、気候変動によるビジネスへのリスクや、営業活動・サプライチェーンによる温室効果ガス排出量を開示することを求めている。

国際的にみれば、バーゼル銀行監督委員会が本年1月に「グリーン・スワン」と題する文書を公表し、気候変動や環境問題と金融システムの安定性を結び付けて議論する機運が高まっている。実際、欧州の一部では、気候変動リスクに関するストレステストを実施するなど、金融監督の観点から、気候変動・環境関連リスクを検証しようとする動きがみられる。民主党のリベラル派のなかには、こうした欧州勢の動きに賛同し、大手金融機関の規制・監督枠組みにおいて気候変動リスクを考慮すべきと主張する勢力も存在する。気候変動・環境問題の解決と、経済活性化や雇用創出の両立が、今回のバイデン陣営の目玉政策の一つとなっており、監督上の要請に加え、インフラ投資への金融支援、グリーンボンド市場の整備など、金融面からの貢献が求められる可能性も考えられる。

#### 4. 民主党バイデン・ハリス陣営の政策に対する金融業界・市場関係者の受け止め

今回の大統領選に関する金融業界や市場関係者の基本的な受け止めは、端的に言えば、「トランプ再選なら株高、バイデン勝利なら株安」である。民主党政権になれば、法人税率引き上げや規制強化といったアンチビジネス的な政策によって、企業の収益環境が悪化し、株式市場が打撃を受ける、という展開を懸念したものだ。一方で、民主党政権になれば、インフラ投資や賃上げが経済の底上げに繋がる、トランプ政権よりも対中摩擦が緩和される、といった要因から、市場は政権交代を過度に悲観的に捉えているとの見方も存在する。実際、バイデン氏ならびに副大統領候補のハリス氏は中道派であり、経済界の意向もある程度踏まえた政策運営を行うというのが現実的な見方だろう。

金融規制改革や金融政策等については、今回の政策綱領等で掲げられた政策が実現するか、不透明な点も多い。前回の金融危機では、銀行の過大なリスクテイクが世界的な経済危機に繋がったため、米国では先述のドッド・フランク法が制定されたほか、国際的にも金融規制強化が進められてきた。今回のコロナ危機では、こうした規制強化の効果もあり、金融機関のバランスシートは健全であり、国際的にみても金融システムは健全性を保っている。そのため、今回のコロナ危機を受けて、リテール金融業務と投資銀行業務の分離（リングフェンス規制）など、金融規制を強化すべきという機運は高まっていないのが実情である。

一方、FRB のマנדートに格差是正を盛り込む、金融機関の気候変動リスクを監督する、といった政策は、リングフェンス規制などが従来から主張されているのと比べれば、目新しいものと言える。国際的にみても検討段階のものも多く、効果を評価し難い状況である。そのため、実際に導入されるか議会や当局などで慎重に議論されるため、相応の時間を要するとみられている。

今後、米国の金融機関が懸念するのが、①大統領選挙が接戦になり、民主党におけるリベラル派の影響力が強まる、②大統領選と同時に実施される議会選挙で民主党が上下院ともに過半数を確保し、金融規制強化の可能性が高まる、③長年ウォールストリート批判の急先鋒であったエリザベス・ウォーレン上院議員が財務長官などの政府の要職に就任し、金融規制強化を強力に推し進める、という3点である。

大統領選挙については、ここまでバイデン氏の優勢が続いているものの、各種世論調査によれば、足元にかけて両者の支持率が拮抗してきている。前回の大統領選においても、直前の世論調査までヒラリー氏が優勢であったが、大方の予想に反しトランプ氏が勝利した経緯もあり、今後の動向は予断を許さない。選挙戦が接戦になればなるほど、党内の支持基盤を確保するため、両者の主張が急進的になっていく可能性が高い。民主党の場合、前回の大統領選の反省を踏まえ、リベラル派勢力を確実に取り込むために、バイデン陣営の主張が左傾化する可能性も想定される。その際は、大統領選に勝利したとしても、党内におけるリベラル派の影響力が増し、経済政策もリベラル色が強まると見込まれる。

大統領選と並んで注目されるのが議会選挙である。今回の議会選挙では、上院（定数 100、任期 6 年）では 35 議席改選、下院（定数 435、任期 2 年）は全議席改選となる。現在、上院では共和党が過半数を占める（共和 53、民主 47）一方、下院では民主党が多数を占めており（民主 232、共和 198、その他（空席含む） 5）、いわゆる「ねじれ状態」となっている。上院の改選議席の現在の内訳をみれば、共和党が 23、民主党が 12 となっており、民主党が 4 議席以上積

み増せば、上院でも過半数を獲得することができるため、数的には民主党有利と言える。現在のねじれ議会が解消し、大統領と上下両院の与党が一致すれば、政権の政策遂行能力は大きく向上するため、議会選にも注目する必要がある。

米国の金融業界が最も警戒するのが、エリザベス・ウォーレン上院議員の処遇である。同氏は、上院銀行委員会のメンバーとして、共和党が主導したドッド・フランク法の緩和に強硬に反対してきた。今回政策綱領に盛り込まれたリングフェンス規制や現代版のグラス・スティーガル法といった金融規制強化もウォーレン氏が長年主張してきた政策である。また同氏は、気候変動関連の政策についても、米大手行における気候変動リスクに係る監督の実施、オイル・ガスセクターへのエクスポージャーの開示、等を求めるなど、先鋭的なスタンスを示している。民主党の副大統領候補の選出にあたっては、リベラル派からの支持をとりつけるため、同氏が指名されるのではないかと観測があった。指名は見送られたものの、財務長官や金融当局のトップに指名されるのではないかと憶測がなおくすぶっている。仮にそうなった場合、バイデン氏も副大統領候補のハリス氏も金融規制等に対する特段の強い主張がないため、新政権において事実上ウォーレン氏が経済政策の仕切り役となる可能性もあると指摘されている。

## 5. おわりに ～ わが国へのインプリケーション

ここまで、今回の大統領選挙にあたって、民主党の党大会で示された政策綱領等を中心に民主党バイデン陣営の金融関連の政策をみてきた。今回の大統領選において民主党陣営が勝利しても、当面の最優先すべき政策課題はコロナ危機への対応と経済の立て直しになる。今回のコロナ危機では、金融機関や金融機能の重要性が再確認されたほか、前回の金融危機後の金融規制強化によって現在の金融システムの健全性が高まったことが一定程度明らかとなった。そのため、政治的観点を捨象して純粋に経済的観点からみれば、悪影響が懸念されるリングフェンス規制などの金融規制強化を強行する妥当性は乏しい。もっとも、大統領選挙の動向次第では、バイデン陣営の政策スタンスがリベラル色を強める可能性も否定できず、わが国の金融当局や金融機関は、動向を慎重に見極めていく必要がある。

わが国では、本年7月17日に閣議決定された政府の成長戦略や骨太の方針において、銀証のファイアーウォール規制の緩和<sup>2</sup>やCBDCの検討<sup>3</sup>、等が盛り込まれるなど、金融関連でも規制緩和等を推進する方針が示されている。その際、米国の政策動向がわが国にも大きな影響を及ぼす可能性があり、注視が必要である。

一方、バイデン陣営の政策綱領をみれば、過去の政権と比較しても、気候変動対策や環境政策を重視している姿勢が窺える。こうした政策が導入されれば、米国の金融機関にとっては負担増になるとみられるほか、気候変動と金融システムを巡る国際的な議論に影響を及ぼす可能性が高い。そうなった場合、より大局的な観点からみれば、これまで欧州が主導してきたESG/SDGsを米国も強力に推進していく構図となり、推進力が強まることが想定される。わが国

<sup>2</sup> 令和2年度革新的事業活動に関する実行計画「我が国金融機関が海外の同業他社と同じ競争条件で切磋琢磨し我が国金融資本市場の魅力が高められるよう、(a)銀行・保険会社の海外子会社の業務範囲規制の緩和、(b)外国法人顧客に関する情報の銀証ファイアーウォール規制の対象からの除外等について検討する。なお、国内顧客を含めたファイアーウォール規制の必要性についても公正な競争環境に留意しつつ検討する。これら検討を踏まえ、必要な取組を実施」

<sup>3</sup> 経済財政運営と改革の基本方針2020「中央銀行デジタル通貨については、日本銀行において技術的な検証を狙いとした実証実験を行うなど、各国と連携しつつ検討を行う」



としては、こうした国際的な機運に先んじて、受け身になることなく、積極的に議論に関与するとともに、官民が連携して取り組みを推進していく必要があるだろう。

以 上